

岩手県告示第502号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の13第1項の規定に基づき、次の指定構造計算適合性判定機関（以下「判定機関」という。）の構造計算適合性判定の業務の全部の廃止を許可した。

平成27年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 判定機関の名称 公益財団法人日本住宅・木材技術センター
- 2 判定機関の住所 東京都江東区新砂三丁目4番2号
- 3 廃止しようとする年月日 平成27年5月31日